

事 務 連 絡  
平成 29 年 7 月 12 日

各都道府県障害保健福祉主管課（部） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

障害保健福祉分野における情報連携開始に向けた対応について

日頃より、障害保健福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

情報連携開始に向けては、番号制度担当者向けの各種説明会等で着実に準備を進めていただくよう依頼させていただいているところですが、今般、情報連携開始に当たっての留意事項を別紙にまとめました。

各都道府県におかれましては、これらを踏まえ、着実な準備を更に進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨を管内の市町村（指定都市及び特別区を含む。以下同じ。）に周知していただくとともに、管内の市町村における情報連携開始に向けた準備が円滑に実施されるよう、準備状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

(別紙)

### 障害保健福祉分野における情報連携開始に当たっての留意事項

障害保健福祉分野の各種事務手続に係る情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の開始は、基本的に平成 29 年 7 月から実施されることとなるが、一部の事務手続について、データ標準レイアウトにおいて提供されることとなっている項目の一部が、実際の事務においては不要なものであり、かつ特定個人情報の提供制限について定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)において情報連携が認められないものとなっている。したがって、当該項目を情報連携の対象として照会を行うことは、番号利用法第 19 条及び第 20 条違反となることから厳に回避する必要があるところである。

このことから、下記表に掲げる手続については、同表の「当面の間の運用」に基づく事務運用にて対応いただくとともに、他都道府県等への照会等による確認が必要な場合であっても、申請者に添付書類の提出を求めるのは、必要最小限にするよう配慮をお願いする。

また、情報提供ネットワークシステムを使用せずに情報照会を行う場合は、番号利用法第 19 条の規定に留意し、個人番号をマスキングするなどの対応が必要であることに留意すること。

なお、下記表に掲げる手続については、平成 29 年 6 月 30 日公開のデータ標準レイアウト改版において、情報連携不可のデータ項目が情報提供されないよう措置したところであり、修正後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の開始は平成 30 年 7 月を予定している。

【番号利用法において、情報連携が認められないデータ項目が、データ標準レイアウトにおいて提供される項目となっている手続】

新管理番号	手続名	別表第二 主務省令の条項	情報連携不可 のデータ項目	当面の間の運用
7-84	障害児入所給付費の 支給決定	第 11 条第 1 項 第 1 号イ	データ標準レイアウト B24(児童福祉法による障 害児入所支援若しくは措置 (同法第二十七条第一項第 三号の措置をいう。)に関す る情報)における ・ 措置情報 ・ 施設コード ・ 措置開始年月日	各自治体において、情報照 会時に自治体中間サーバー 接続端末を用いる等によ り、情報連携不可なデータ 項目をあらかじめ対象から 除外して情報照会を行う。 なお、障害福祉担当者が自 治体中間サーバー接続端末 を使用できない等、システ
7-89	高額障害児入所給付費 の支給	第 11 条第 1 項 第 2 号イ		
8-51	障害児通所給付費又は 特例障害児通所給付費 の給付決定	第 9 条第 1 項第 1 号イ		
8-65	高額障害児通所給付費 の支給決定	第 9 条第 1 項第 3 号イ		

8-70	障害児通所給付決定の変更	第9条第1項第2号	<p>・措置終了年月日</p> <p>なお、同レイアウトの上記以外の項目（障害児入所支援情報等）については、情報連携の対象として差し支えない。</p>	<p>ム上の制約があり、情報連携不可のデータ項目をあらかじめ対象から除外して情報連携を行うことが出来ない場合は、従来どおりの事務運用の方法（都道府県等への照会等）により情報を取得することとする。</p>
84-101	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定	第55条第1項第1号へ		
84-113	高額障害福祉サービス等給付費の支給	第55条第1項第7号二		
84-119	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定	第55条第1項第2号二		